

## 社会福祉法人光樹会評議員等の報酬及び費用に関する規程

### （目的）

第1条 この規程は、社会福祉法人光樹会の定款第8条及び第21条の規定等に基づき、評議員、非常勤理事及び監事並びにその他法人の業務に従事する委員等（以下「評議員等」という。）の報酬及び費用に関して必要な事項を定めることを目的とする。

### （報酬）

第2条 評議員等に対して、評議員会、理事会への出席及び監査並びにその他法人の業務に従事する場合定額を支給する。

### （報酬の額等）

第3条 評議員等の報酬の額は、別表「評議員等の報酬額等」のとおりとする。

2 報酬は、法令の定めるところにより控除すべき金額がある場合には、支払うべき報酬からその金額を控除して支払うものとする。

### （費用）

第4条 評議員等がその職務の執行に当たって負担した費用については、この請求のあった日から遅滞なく支払うものとする。

2 評議員等が、評議員会、理事会への出席及び監査並びにその他法人の業務に従事する場合は、別に定める職員旅費規程に基づき算出した旅費を支給する。ただし、日当については、別表「評議員等の報酬額等」のとおりとする。

ただし、会議等が評議員等の居所で行われる場合は、支給しない。

### （改廃）

第5条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

### 附 則

1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。

2 社会福祉法人光樹会役員等費用弁償規程（平成29年3月21日施行）は、廃止する。

別表 評議員等の報酬額等（第3条関係）

| 区 分                      | 報 酬 額                             | 日当の額（注） |
|--------------------------|-----------------------------------|---------|
| 評 議 員                    | 評議員会に出席の都度1日につき3,000円             | 3,000円  |
| 非常勤理事                    | 理事会に出席の都度1日につき3,000円              | 3,000円  |
| 監 事                      | 理事会、評議員会に出席及び監査業務対応の都度1日につき3,000円 | 3,000円  |
| 評議員選任・解任委員会委員            | 評議員選任・解任委員会に出席の都度1日につき3,000円      | 2,000円  |
| 相談・苦情解決実施要綱に定める第三者委員     | 業務従事の都度1日につき3,000円                | 2,000円  |
| 行政機関による調査及び指導監査の立ち合い     | 業務従事の都度1日につき3,000円                | 2,000円  |
| 補助金事務等に関して理事等の立ち合いが必要な場合 | 業務従事の都度1日につき3,000円                | 2,000円  |
| 役員研修会への参加等               | 業務従事の都度1日につき3,000円                | 2,000円  |
| その他理事長が必要と認めた業務          | 業務従事の都度1日につき3,000円                | 2,000円  |

注 鹿児島市内の居住者は、2分の1の額とする。